

週刊住宅

2021年(令和3年)3月8日号

NO. 2949 (毎週月曜日発行)

年ぎめ購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 巴ビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネット流

新・大家実践塾

神奈川県の地主で相続人であるM氏。昨年契約してもらった東京都内の相続対策物件の決済を、来月に控えている。今回は、父親の認知症対策として家族信託を組んでおり、その信託口座への融資を受けることになった。通常の収益物件購入への融資に比べて、信託口座への融資を受けるためには、いくつかハードルが増える。

①そもそも、その金融機関が信託口座への融資を行っているか?

②その金融機関から見て、信託契約書に問題がないか?

③信託契約の当事者が信託内容について理解しているか?

第2受託者になっている。

通常の相続対策での融資

は父親が委託者兼受益者、

長男が第1受託者、次男が

M氏の意向である。

「どうしても必要でなけ

れば勘弁してもらおう」と

M氏はこの融資手続きの

完了した後、1時間後に電

行つてきる。今回の信託

に入ってきた。今回の信託

は自宅まで来た。

うだけになつた。

かつたことで若干引つかか

ったようだ。無事手続きが

完了した後、1時間後に電

話をいただいた。静かな口

となく終えた。ただ、M氏

調ではあつたが「無職つ

てないよな……」。

銀行に融資を依頼すると

なるべく家族の手を煩

わせたくない」というのが

M氏の意向である。

「なるべく家族の手を煩

わせたくない」というのが

M氏の意向である。